

奈良県告示第二百五十三号

（森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十一年十二月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 解除予定保安林の所在場所 奈良市須川町八三六の三
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 解除の理由 道路用地とするため